

清水さん

初質問

生保プリカ導入を批判

予算委 制度の根幹—法的根拠で厚労相に陳謝さす



清水忠史議員は3月10日の予算委員会分科会で初質問。大阪市における「プリペイドカードによる生活保護費支給のモデル事業」について政府の対応をただし、12日の予算委でも厚生労働省を追及しました。

■**プリペイドカードの問題点** 大阪市が今春からモデル事業として始めるプリペイドカード。清水さんは次のように問題点を指摘しました。①VISA加盟の限られた店舗のみ使用でき、地域の安売り店では使えない②購入の際にカードを出すことで生活保護受給者への偏見を助長する恐れ③本人に説明なく市当局が購入履歴を点検・管理することができるとしており、受給者の自由購入・自己決定権、プライバシーを侵害。金銭給付を基本とする生活保護法に反している。

■**厚労省の強弁に反論** 厚労省は「例外的な現物給付にあたる」と強弁しましたが、「『電子マネー』が『現物』とは到底言えない」こと、日弁連会長も大阪弁

護士会会長も「法律違反だ」と反対声明を出していることを示して反論しました。

*「例外的な現物支給」の答弁は、事前の説明と異なっているため予算委で追及。厚労大臣が陳謝(別項)。

■**カード会社に数億円の手数料** 仮に大阪市の生活扶助費(約100億円)が、全て電子決済されることになれば、カード会社は数億円の手数料を得ることが出来ます。大阪市が今春からはじめるモデル事業の対象は2000人ですが、応募した世帯には、3000円分のクオカードが進呈されます。この費用はカード会社が負担します。しかし応募はまだ5人だけです。

■**厚労大臣が苦しい答弁** 「これではクレジット会社に稼がせるだけで、行政と大企業が結託し、生活保護者を実験台にする『貧困ビジネス』のモデル事業だ」。清水議員の追及に、厚労大臣も「電子決済が悪いわけではなく、生活保護をどうしていくのかの議論だ」と苦しい答弁でした。

■**ギャンブル依存対策強化を** 清水議員は、同事業導入の口実にもなっている、ギャンブルやアルコール依存症の対策が極めてひどい実態であることを指摘。「人的配置をおろそかにして、プリペイドカードで家計を丸裸にし、管理して、何が生活支援か」「支援体制の充実こそが必要だ」と訴えました。

「初質問とは思えない」質問には大阪をはじめ、東京や埼玉の生活と健康を守る会のメンバーなど、20人を超える人が傍聴。質問後の懇談では「初質問とは思えない。よかった」「さっそく大阪市の問題を取り上げてもらいうれしかった」「国会質問の傍聴初めてだが大変勉強になった。また来たい」などの声が出されました。

■**「代物弁済」→「現物給付」 見解を突然変更** 清水さんは12日、予算委員会一般的質疑でプリペイドカード支給の法的根拠について、厚労省が突然見解を変更したことを追及しました。厚労省は、分科会で「支給は生活保護法第31条第1項但し書きにある『現物給付』にあたる」と答えましたが、事前の説明では、民法482条の「代物弁済にあたる」と違う説明をしていました。大阪市もこれまで一貫して「代物弁済」が厚労省の見解としてきました。

清水さんは、制度の根幹にかかわる法的根拠の問題だと指摘。「代物弁済」とは借金を金銭ではなく例えば時計でお願いしたいという性質のもので、債権者の承諾が前提となり、「毛布や衣服を必要と認めて給付する」生活保護法第31条第1項の但し書きの趣旨とは全く異なるものです。

塩崎恭久厚生労働大臣は、「かつて検討していた考え方を伝えてしまった職員のみス」としたうえで、「心からお詫び申し上げたい」と謝罪しました。